

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2021年9月27日
【会社名】	株式会社 S H O E I
【英訳名】	S H O E I C O . , L T D
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石田 健一郎
【本店の所在の場所】	東京都台東区台東一丁目31番7号
【電話番号】	03(5688)5160
【事務連絡者氏名】	I R ・ 広報部長 宮川 篤行
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区台東一丁目31番7号
【電話番号】	03(5688)5160
【事務連絡者氏名】	I R ・ 広報部長 宮川 篤行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2021年8月5日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「提出理由」「(1) 処分の概要」「(2) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳」「(4) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容」が2021年9月27日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

- 1 提出理由
- 2 報告内容
  - (1) 処分の概要
  - (2) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳
  - (3) 勧誘の相手方と提出会社との間の取り決め内容

## 3 【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しております。

## 1 提出理由

(訂正前)

今般、当社は、2021年8月5日開催の取締役会決議において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員419名（以下「対象従業員」といいます。）に対して、金銭債権合計195,044,500円の現物出資と引換えに当社普通株式41,900株（以下「本割当株式」といいます。）を処分すること（以下「本自己株式処分」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

(訂正後)

今般、当社は、2021年8月5日開催の取締役会決議において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員412名（以下「対象従業員」といいます。）に対して、金銭債権合計191,786,000円の現物出資と引換えに当社普通株式41,200株（以下「本割当株式」といいます。）を処分すること（以下「本自己株式処分」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## (1) 処分の概要

(訂正前)

銘柄	種類	株式の内容
株式会社 S H O E I 株式	普通株式	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

処分数	処分価額	処分価額の総額	資本組入額	資本組入額の総額
41,900株	4,655円	195,044,500円	-	-

(訂正後)

銘柄	種類	株式の内容
株式会社 S H O E I 株式	普通株式	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

処分数	処分価額	処分価額の総額	資本組入額	資本組入額の総額
41,200株	4,655円	191,786,000円	-	-

(2) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳  
(訂正前)

相手方	人数	処分数
当社の従業員	419名	41,900株

(訂正後)

相手方	人数	処分数
当社の従業員	412名	41,200株

(4) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

(訂正前)

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

なお、本自己株式処分は、本割当株式の払込期日に当社の従業員419名に付与される当社に対する金銭債権の合計195,044,500円を現物出資の目的として行われるものです（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金4,655円）。

<後略>

(訂正後)

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

なお、本自己株式処分は、本割当株式の払込期日に当社の従業員412名に付与される当社に対する金銭債権の合計191,786,000円を現物出資の目的として行われるものです（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金4,655円）。

<後略>